

『太田道真息男道灌年少之時教訓之状』瞥見

——付、静嘉堂文庫蔵本翻刻——

田 口 寛

はじめに

江戸時代において、徳川家康の築いた江戸城に先んじて当地に城を築いたと認識されていた太田道灌（一四三二〜八六）については、その名のよく知られているのに反して、事跡にはなお未詳の部分が多い。そのことは、道灌の父、道真についても同様といえる。彼らに関し、現在まで伝わっている諸々の伝説・伝承は、事実と認められるものもある一方で、多くは真偽入り混じったものと見なすべきであるのが実際であろう。彼らについては、日本史学による史実の追究のみならず、文化人・歌人としての道灌や道灌伝説そのものに対する日本文学側からの検討もある¹⁾。

本稿は、そのような道灌もしくは道真をめぐる伝説の所産とも思しい、『太田道真息男道灌年少之時教訓之状』（以下、『教訓之状』）という資料について、些か取り上げたい。

一 『教訓之状』の概要

『教訓之状』は、その題名によるならば、太田道真が息子、まだ若年の頃の道灌に対して、素行を改めさせるべく与えた教訓状である。道真に、「二位房」（あるいは従二位房）という人物から若年の息子の素行に関する報があったらしい。道灌の若年期については、確かといえる資料はほとんど残されていないが、父親の手を焼かせたらしい説は他にもあり、そのことを踏まえて当該資料に言及したものが、『岩槻市史 古代・中世史料編Ⅱ 岩付太田氏関係史料』（一九八三・三 岩槻市役所。以下、『岩槻市史』）における、「三一 太田道真息男道灌年少之時教訓之状（千葉市 潮田資道氏所蔵）」（第一章「記録・鐘銘」、一〇七〜一〇九頁）に対する「解説」である（二二頁。執筆者不記）。なお道灌は、その実名については未だ定説を見ず、幼名については俗に「鶴千代」と伝わっているが、これも確実といえるものではない。

太田道真息男道灌年少之時教訓之状 道灌幼年時代の逸話に、鶴千代一五歳の時、父道真是鶴千代を膝下に招き「汝は幼少より容貌端正、英氣凜然、いわゆる玉山に近づけば人（ひと）を照映（てうえい）するという諺の通りである。しかし古人の言にも教えるごとく、智恵がありすぎると大偽に走りやすく、又智恵がないのに大事を謀れば必ず禍が身にせまるものである。心して言行を慎まなくてはならない。譬えをもつていうならば、障子は真立してこそはじめて用をたすもので、曲っていては倒れて役に立たないようなものである。」この父の教訓を聴くや鶴千代は別室から屏風を持ち出して来て父の前に立て、「真直ぐにしては倒れるけれども、曲ってこそ役に立つものでもあります。」と言葉を返したという。この教訓も、この物語と同じように、鶴千代が幼年にして才氣を渙発し、時には驕りを増長する気性を父道真が危ぶんで出したものである。

右の屏風の話は、木村忠貞による文政三（一八二〇）年の読本『太田道灌雄飛録』によって知られる逸話である。また、『寛政重脩諸家譜』卷二五三には、「資長」（道灌）の逸話として、「十五の時父資清（道真一稿者注）、障子に矜者不長の四大字を書して、ためにこれをいましむ。資長其傍に、不矜亦不長と書してこれにこたふ」という記事が見られる（『岩槻市史』にも掲載があるが、統群書類従完成会刊本によった。なお、『寛永諸家系図伝』には逸話不載）。

これら屏風の逸話や障子の逸話をともしに収めているのが、『岩槻市史』（第二章第一節、三八七頁）に「一〇 太田家譜」（千葉市 潮田資道氏所蔵）とする、『太田家譜』である。該書は巻首に、「安房守資武以伝来之実録記之」とある資料で、道真・道灌の子孫である太田資武（一五七〇〜一六四三）の「伝来之実録」によって記したという、その記述を信じるならば、道灌の伝記についても比較的信頼の置けそうな資料である。注目すべきなのは、道灌の伝記「一左衛門大夫持資入道道灌伝」に記載された前掲の二つの逸話に続いて、「道真大怒テ以扇子打道灌、即走去、又道真作教訓之状道灌ニヲクル（訓子状始有嫡家ノ今当家所持）」（三八八頁。山括弧内は、原文は割書き）とする点で、ここに記す「教訓之状」「訓子状」とは、本稿の取り上げる『教訓之状』を指すものかと思わせる。なお、『教訓之状』『太田家譜』等の所蔵者である「潮田資道氏」については、『岩槻市史』「解説」中の「太田家譜」項に、「本史料は、岩付太田氏の一族潮田氏末裔潮田資道氏の所蔵である」（二三五頁）、「潮田家譜」項に、「太田資正の四男資忠を始祖とする潮田氏は、母方である潮田の姓を名乗って別家し、父資正から大宮・浦和・木崎・領家の地を与えられ永禄三年（一五六〇）寿能城を築いて住した。資忠の次男資政は太田資武に養われ、後に古河城主土井利勝に仕えたのである。内容は、資忠から資富までの事歴が記されている」（同頁）とあり、「本名太田氏潮田家略系・太田潮田系図」項には、「二点の系譜

は、潮田資道氏の所蔵で、清和天皇からの略系である（同頁）とあるだけでなく、「二三 本名太田氏潮田家略系」（第二章第一節、四三五頁）と「一四 太田潮田系図」（同前、四三六頁）とは両者とも、内容が「資道」で終わる。すなわち、『教訓之状』『太田家譜』は双方とも道真・道灌の子孫である潮田氏が所蔵していた資料ということになる。『教訓之状』の伝本・『太田家譜』の伝承、それぞれの真偽・実否や、成立・発生の先後関係はさておくとしても、双方は相互に照応するものとして伝来したと捉えられよう。

『教訓之状』伝来をめぐる以上の資料に加え、興味深いのが、『教訓之状』の数少ない伝本の一つと認められる、早稲田大学図書館蔵「太田道真左衛門大夫資清教訓状」（服部文庫 イ17／97。以下、早大本）である。該本は全七丁の野紙を仮綴したもので、教訓状本文は『岩槻市史』所収のものに近いのに加えて誤写・誤脱の補訂が多く、装訂・内容ともに重く見るべきものはないが、書承の経緯を窺わせてくれる巻首の記述と、第五〜七丁という、教訓状本文の分量に匹敵する長文の識語・奥書とが注目される。以下に引用したい（凡例は後述「三 静嘉堂本翻刻」のもの参照されたい。◆は判読不能文字を表す）。

【巻首】

太田道真左衛門大夫資清教訓状／

○諸家摘抄 ◆（白カ） 巻 太田道真左衛門大夫 資清 息男道灌年少之時教訓状善田氏伝／

【識語・奥書】

此訓書は太田（マ）佐（マ）兵衛細井次郎大夫（広）為遣物贈れり其／本書を以て訓を付る此左兵衛は太田三楽の嫡孫也三楽／嫡子を阿波守といふ父子不和にして嫡子阿波守父三楽を／追出し刺へ次男梶原源太を人質に取たり因て三楽／力なく漸十八万石を分領す源太は禁富堅く忍ひ出／る事もならず四五ヶ年を過或時夜逃出るその節川鍋／越前といふ者源太に付添たり芦毛の馬を才覚して是／に乗しめよといふ芦毛は家に嫌ふといふ此節何の嫌ふ事あ（5オ）らんと越前すゝめければ源太此時こそ嫌ふへけれ敵追かけ／来らは汝一所に討死すへし死を極めたる身なれば嫌ふとて歩／行にて逃出たり此川鍋か跡今土井淡路守殿に居川鍋舎／人か先祖也と云三楽その後半浪の人となり小田原陣のとき／神祖の推挙に依て陣營に在といへとも秀吉公の心に不叶／神祖御羽織を被下たるはかりにてその通り也阿波守子某／後手直參の望有けるが越前家へ仕へたり兼而十分一／を可給約束にて有しにやう／八千石を賜ふ左兵衛は次／男にて千石を賜ふ後の越前守殿心に不叶兄死して後千／石のまゝにて兄の八千石はつぶさるへき由にて六年ばかり過（5ウ）ぬその後方々の吹挙にて亡兄の八千石を賜ふ

然るに越前／守殿騒動にて半地に減す其時二千石賜ふ是を不足して／暇を乞甲府中納言様より三百人扶持可被下との事有の大久保本云是又太田備中守家は元来太田道灌の家来太田備中か子孫／也因て太田三楽は道灌より五代目その祖源頼政に出て主筋故／五百石分地すへきとあり然とも此分地之事松平保山取持／にて相談有といへとも兄弟の外分地といふ事無之從弟にて／分地は一人有松平隱岐守分し松平左太夫是一人の外なき／事なれば左兵衛に於て備中守分地如何と被申方有之／てやみぬ其後松平右京大夫殿獅子王の御剣を上る（6オ）此筋を以て御直に可被召出哉と引懸り甲府の願もやめける也／此の時御直に付太夫左兵衛此時一柳土佐守殿長屋に居たり／その後右京大夫殿十人扶持備中守殿卅人扶持合力あり／て川越に蟄居せりこれ三楽の旧地にして位牌堂など有故／也爰にて手付けしがその事評議あしく城主秋元但馬守／殿思入宜しからずそれより右京大夫殿知行所へ移り爰／にて男子死去せしかは大に愁腸し中風を煩ひ出し殊に臨に困窮せしにより河内国地◆（明力）寺といふ一向寺親頼にて妾服の女壱人つれ引込けるに此時此巻物と庵僧の手跡とを時／好有により細井次郎郎太夫広沢に送られし也獅子王の（6ウ）御剣は土岐の家頼政の末葉とて此剣あり井伊掃部頭殿／は猪早太か末葉として此案にも有といふ此左兵衛右京／殿へまいらせしも獅子王也此刀は式尺三寸ありて豊後／の行平か作也とそ此剣を進するによ

り右京殿金子／五百両給はりし也／

右之趣細井次郎大夫との語をそのまゝに書付畢／

享保十六年辛亥十二月十五日記／

○今案に此文書太田道真教訓書之由云伝ふる所／いふかし此中を見るに時代にあはざる所あり為連哥爲／誹諧と有もいまた此時代にはいかいとて外にはなし（7オ）其外子息へ教ゆへき文言にあらすた、世の教訓／書にて有しをしひてかく云ものなるべし（以下空白）（7ウ）

まず右の巻首によれば、早大本の祖本は「葦田氏」に伝わったものと捉えられる。また、識語・奥書によれば、さらにその祖本に当たたる本を道真・道灌の子孫である太田資正（三楽斎。一五二二〜九一）の「嫡孫」とされる左兵衛という人物が所持しており、そこから後に細井次郎大（太）夫広沢（知慎。一六五八〜一七三五、没日は享保二〇末なので厳密には一七三六初）に贈られたのだという。識語が記されたのは、享保一六（一七三二）年一月二五日というが、記録者は未詳である。

道灌が若年期に父道真の手を焼かせ、道真が道灌に「教訓之状」「訓子状」を与えたという諸伝や、早大本識語のまことしやかな記述、『岩槻市史』所収本が太田氏に關する諸々の資料とともに道真・道灌の子孫とされる潮田氏に蔵されていたことなど、『教訓之状』を道真の真作と信頼させる状況的証拠は少くない。しかしその一方でなお、早大本末尾の「○今案に」と始まる一文

にあるように、『教訓之状』の内容を信頼するには不審な点も多い。

不審点の第一は、文中に送り手・受け手を特定できる情報が殆ど見られず、さらに受け手については、題名に「道灌」という既によく知られた後年の名称が用いられているのみで、先述したように未だ定説を見ない実名（「資長」の可能性があるが不確定、俗にいう「持資」は誤りという）が記されないことはまだしも、仮名（源六）も、送られた時点である若年の道灌の名さえ記されることがないこと。第二に、若年の子息に伝える教訓にしては真名文が難解すぎる。第三に、難解な真名文の割に、「有子悪臥自碎掌」という句の出典を、『荀子』（解蔽篇）とすべきところを「列子」とするという、初歩的な誤りを犯していること（「自碎掌」は「自碎掌」とあるべき）などが挙げられる。

不審点各々の確認は、後文「三 静嘉堂本翻刻」によってされたいが、以上の点は、『教訓之状』が偽作・仮託書の類であることも推測させよう。伝来についても、早大本識語の記述を信じて、かつ「太田左兵衛」所持本と潮田氏蔵本を仮に同一本と認めらば、

太田↓細井（↓葦田?）↓潮田

という、道真・道灌の子孫内での伝来ではない、やや紆余曲折した経路を想定しなければならなくなる。

『教訓之状』の真偽には、先行研究やいくつかの状況から見た

概要のみではなく、内容面からの深い検討を経なければ判断できない点が、なおも数多く存在するといえよう。

二 静嘉堂文庫蔵『教訓之状』について

『教訓之状』を内容面から検討するためには、『岩槻市史』の底本となった潮田氏蔵本が、伝来状況のみから見れば最も素性の良い本と目されるが、稿者には該本を実見する手段が現在のところ得られておらず、『岩槻市史』所収本文に拠るしかない。ただ、当該本文は、真名文に訓点が施されており、その点では一見したところ読解し易そうではあるものの、なお漢字や訓点に不審な点が見られる。それが『岩槻市史』の翻刻・植字の問題である可能性は勿論あり、その点においては寧ろ訓点のない伝本を随時『岩槻市史』を参照しながら用いるほうが、批判的に本文と向き合う上では好適ともいえる。

本稿の紹介する静嘉堂文庫蔵本（529/12/23692。以下、静嘉堂本）は、そのような訓点のない、しかし漢字の筆画は比較的しっかりと書写された伝本である。該本については実見の機会に恵まれたため、以下に書誌を掲げる。

請求記号・整理番号…529/12/23692

巻冊…一冊

外題…「陸奥話」（以下、破損・剥落）（表紙左に書題簽。題簽

に布目)

内題…「太田道真息男道灌年少之時教訓之状」(一五オ)(二オに「陸奥話記」)

装訂…袋綴

寸法…縦二九・六糎×横約二一・四糎

表紙…萌黄色無地

見返し…本文共紙

料紙…楮紙

紙数…四(「教訓之状」のみの墨付丁数)、全一九(前遊紙一、

後二)丁

一面行数…二二

用字…漢字(真名文)

字高…約三二・八糎

書入…墨書きの注記・異本注記(同筆)

蔵書印…二オ右下(陸奥話記の巻首題下方)に「松平氏/蔵書

印」(朱、陽刻、方形。松平齊典)、「松平…」の上に

「松井氏/蔵書章」(朱、陽刻、長方形。松井簡治)、

「松井…」の上に「静嘉堂蔵書」(朱、陽刻、長方形)。

奥書…(なし)

一冊の典籍としては、『陸奥話記』に『教訓之状』が付随したものと従来知られてきた伝本である。旧蔵者は、武蔵川越藩

主松平齊典(一七九七〜一八五〇)。齊典が『教訓之状』を所蔵した理由としては、まず道真・道灌が室町時代に川越(河越)城を築いたとされる点にある。藩庁である川越城の主として、『教訓之状』に感心を持ったものと思われる。『陸奥話記』と合写した必然性については未詳だが、両者がともに真名文である点は共通点として興味深い。

静嘉堂本には、先述のとおり基本的に訓点は記されていないが、『教訓之状』としての(第二丁オモテ二行末から三行頭にかけての数字に、「向^テ父^ニ拔^キ刀^ヲ」と訓点が施されており、静嘉堂本ももとは『岩槻市史』所収本(潮田氏蔵本)のような訓点の施された伝本からの書写らしいことが窺われる。ただ、該本に二点ほど「イニ」とする異本注記が見られるが、「イニ」に続く字句は、『岩槻市史』所収本の本文と一致しており、それぞれは直接の親子関係というより兄弟関係、僅かに異本関係にあることが窺われる。静嘉堂本と、『岩槻市史』所収本に、先述した早大本を加えた三本が、管見の限り稿者の把握し得ている『教訓之状』伝本の全てである。

なお、本文の翻刻にあたっては本来、原文に句読点等を施したり、訓読文や注釈(校注・語注)・現代語訳等を付載したりして提供するべきところではあるが、難解な真名文の精確な把握については、後考を期したい。

三 静嘉堂本翻刻

【翻刻凡例】

一、本文は、静嘉堂文庫蔵『太田道真息男道灌年少之時教訓之状』の翻刻である。

一、用字は通行の字体を用いたが、異体字をそのまま再現した部分もある。誤字と思しきものも可能な限りそのまま翻刻したが、一々に断らなかつた。外字・難字は◆記号にて表した。

一、原本の改行はスラッシュ／にて示し、改訂・改面は末尾に(①オ)の形式にて示した。なお丁数(丸数字)は、『陸奥話記』と合写された一冊としてのものでなく、翻刻した本文の初丁を第一丁と数えてのものである。

一、原本に見られる書人についても極力再現につとめたが、便宜上、異なる処置を選択した部分もある。

一、適宜、括弧()にて注記を施した。

【翻刻本文】

太田道真息男道灌年少之時教訓之状／

良久不能音問(問方聞カ)積鬱重山困思増水候然者此間／於其方心底被構比興之由從二位房被仰越候／早晚忘愚老之教誨無道之行絶言語候自／兼而度々如申合候拙者改闍閣軟暖之茵從／男女不同席夕伺寺菴雖被加小童之人数一分心／不持善巧嗜氣之儘起害意呢

他寺他山之童／部徒送光陰百花之春朝者指鶯取◆(花十鳥。燕)捕鶯／殺雉子哀為猫兒之餌折梅折柳者投薪棘之庫／下又一葉之秋夕者不愛霜楓之紅山雀翻彈礫／鹿之遠音尽矢種衣服之肩者与芭蕉綻布／袴之腰者与蓬草曲髮乱散櫻(棕)欄葉爪長欺(①オ)鶯鹵垢者疑積雪足泥者似馬蹄適居房内／則破屏風障子碎花瓶香炉割燭台天日刻文／台曲几削腕折敷逆茶釜茶桶湯水尽欄(豊)茶肩／着之茶折茶箋之穂曲柄杓柄立爵則举杯如／蹴毬(蹴鞠)欠銚子提子之口酒好(如)を重書訂正)鬼吞嫌長座持膳覆／汁立蠟燭滅火然而到食時者口音高鳴箸叱而早歛／汁菜不食(喰カ)手本羹面所一度用鑷難鑷之菜魚／咬骨言物遣日吞茶尽菓子乞湯乞水自然客来之時者推參而致雜談揚高歌流涎談不習／書語不伝兵術詭奸人之衣紋乞取他之道具／作猿之戲現百鬼夜行之姿尽天狗羅刹之／飛行人言醜勿首雉腸加之寝不直為寝伸(①ウ)鳴鼻為寝言致齒嚼拙哉依為其行迹寺菴亦／不得◆(戸十立。居)疎学飯(婦)家未定一心妬他之好学他之惡向レ／父ニ拔刀ヲ対母構杖殺兄弟艱親類好博奕耽女／色把相撲致辻切失諸人之愛憎新転氣雖奉／頼主君万事無骨不知立◆(戸十立。居)之法豈有人御意／人得所領財宝預愛(左傍に「イニ)領官職日日雖致遊覽樂／我不叙卑人郎從之位卑世間得意人不被人談合／評定之座敷得文亦面執右筆氣作之返事隱忍／客来屈一族若党別無作事不似合好役掃御殿／箒庭清困炉裏燒火組膳結棚守門竟為嘲／哢之身如何若而人為采花或時聞陣之觸覺一／命之輕心計雖進不持一領之具足不畜一匹之馬(②オ)只同歩

卒之彙依恐御勳氣之重代奴婢雜者／之役追馬置鞍執手綱正轡暫時
之際荷一家／宿老之太刀鏑剩差添傍輩之弓靱（左傍に「ウツホ」）
（靱）悲勞而／到陣屋片時欲免其勞当夫兵之業取材木茹／茅葺家
結雲鴈（雁）冬不暖身夏不操扇雨不着／笠終日作矢通◆（雨十月
力膏力）呼用心淺間敷哉只今爰某存／無念守死於善道時々勤致魁
不愛一命向敵／早欲遁今世之難業緣停壽命任他任渡世誑／謂作詩
為連歌致誹諧引琵琶彈琴奏笙簧／藥打太鼓羯鼓鳴大洞小洞舞之唄
之伝弓馬兵戰／之大事見庖丁鞠將碁双六之行心無油斷雖致／稽古
日暮急路其功那達只驚鬢髮之霜忽（②ウ）起道心雖念後世無可施
之財物無可炷之沈麝依／之猶恨野生思浮世樂雖隨人情苟直卑人履
諛／福人悲哉為育子困身剥取貴僧高人衣服奪非／人施行食殺牛馬
六畜之命穿他土藏易到妄念／難成善心何遁地獄之罪何受仏神之愆
乎因茲／思之全非先世之業若而不學能業故也哮喘臍／汝能憾慨愚
少壯行李自今不畔師匠同宿命近／多能多才之人聞世間無窮之法出
身之心懸可為／尤候哉夫若時之作法者早天起遣楊枝洗手清／面結
髮正衣裳於閑靜之所巾卓払几滌硯拭筆／収心開手本磨礪煤展霜楮
染毫端任十指展縮／真字假字之筆勢一点一尺無誤心愛春日之（③
オ）永口含花顏之笑一騎如欲平方軍從朝鴉至／暮鐘可習之遊興必
限戊時夜既闌六窓及暗晨／者字一部一卷之文書憶全盛之昔可知当
來之／家風穴賢不倦勤温故知新尋常不可怠業精／干（于力干力）
勤荒干（同前）嬉若有退屈之心詠発句和調寢屋不／唄無為筋面白
不吟風味又不限画夜有客來之／儀不因初会见柔軟致相伴遠慮足音

無高出／座中問答言少致難談然則人豈不謂奇特乎若／催歸路准
（唯力）有綠花風雨便不時再三可留強欲婦／門頭遙送期再會親是
即仁義之要道也必敢／莫懷惡慎可為學文去者人之可撰者友也可
聞／者善言也花中鶯舌不花香麻中蓬生不糺直（③ウ）古人云善人
同処則日々聞善訓惡人徒遊則日々／生邪情又云欲見其父先見其子
欲見其人先／見其友矣堯豈不置敢諫之鼓舜豈不立／誹謗之木熟見
世間之人迷思子道愛呼鄉里／致当座之樂於愚不庶幾哉存獅子之返
擲／案化龍（竜）三級浪故學文無成就而莫婦愚舍／能々諳其旨受
師匠愛得父子親被仰諸人／◆（戸十立。居）紫閣金殿心不思世務
之當身不可有亡命／之難儀任手任口習誑有退屈之氣爭忍戰／場之
烈矣列子云有子惡臥自碎掌蘇生怨睡／雖其股是偏非貴文尽勵武者
功故也夫聖／王治天下先文德而後武德古云文帝王利（④オ）器
也誤而莫謂天然自情矣積尊為從師學／受拾薪設食苦成採菓汲水勞
其功徹明星／悟道成三界之大導師又目連尊者以佳学工／夫救慈母
之苦文叔不成天子乎太公為文王師／乎誠是孜孜學術者也倩案物智
者是文殊勇／者是八幡何一心有隔乎眼前非生草木各染其色／禽獸
之無心皆存父子之道況人而何不成感歎之／思哉道理現前而義理分
明也右一件雖似無其／理心緒所及綴以述書面略举古人之例為之喻
只／所希者學文早成就顯愚父姓名長為武門之／棟梁者乎（以下空
白）（④ウ）

おわりに

本稿においてはあくまで『教訓之状』の表面的な報告に止まったが、内容面からの深い検討が必要であることは先述したとおりである。そこから浮かび上がってきた問題が解明されるまではやはり、『教訓之状』がその題名のとおりに道真から道灌に与えられたものは保留とせざるを得まいが、『教訓之状』の真偽を含む位相を捉える上でも、比較対象として、室町・戦国時代東国の武将による真名文学作品といえる、浅羽民部少輔貞宅が宝徳三（一四五二）年に記した日記という『鎌倉持氏記』や、武田信繁（一五二五〜六一）が永祿元（一五五八）年に若年の子息に与えた教訓という『武田信繁家訓』、大関高増（？〜一五九八）が天正一五（一五八七）年仲冬に禅僧大蟲（？〜一五九九）に書かせて作ったとされる『未庵（記）』（黒羽芭蕉の館蔵）等の存在も視野に入ってくる可能性も想定しておきたい。これらを課題として提案しつつ、拙稿をひとまず閉じることとする。

注

- (1) 比較的近年に道灌・太田氏について概説した出版物としては、黒田基樹氏『図説 太田道灌』（二〇〇九・九 戎光祥出版）や、同じく黒田氏編『論集戦国大名と国衆12 岩付太田氏』（二〇一三・五 岩田書院）があり、前者の「参考文獻」

欄等によって、新旧の主な参考文献を把握することができる。

当該欄には掲載がないが、後述する『岩槻市史 古代・中世史料編Ⅱ 岩付太田氏関係史料』の「解説」には、明治期〜昭和三〇年代辺りまでの研究文献が列記されており、比較的古いものについては、該書によって存在を知ることができる。日本文学からは、井上宗雄氏（『資料紹介』太田道灌等歌合——室町中期の新出歌合零本——）（一九七八・六 『国語国文』四七一六）、山本和明氏「七重八重花は咲けども……」（『太田道灌雄飛録』にみる物語化の〈論理〉——）（一九九一・三 『国文学研究ノート』二五）、水原一氏「太田道灌山吹歌について」（一九九五・二 『駒沢国文』三三）、外村展子氏「太田道灌山吹伝説のおこり」（二〇〇一・五 馬淵和夫氏・田口和夫氏編『芸能の表現』 笠間書院）、小川剛生氏「太田道灌の伝記と和歌」（二〇〇八・五 『文学』九一三）、同氏「武士はなぜ歌を詠むか 鎌倉將軍から戦国大名まで」（二〇〇八・七 角川学芸出版）、稿者「慶応義塾大学三田メディアセンター（慶応義塾図書館）蔵『道灌記』紹介・翻刻」（二〇〇九・三 『軍記と語り物』四五）、同「常山紀談」と歌人武将道灌——訳注刊行によせて」（二〇一〇・三 『勉誠通信』一九 <http://bensei.jp/images/webpr/019.pdf>）等における追究がある。なお、川瀬一馬氏『五山版の研究』（一九七〇・三 日本古書籍商協会）第二章「五山版の発生前」によれば、「大慧普賢禪師武庫」の諸伝本中、大東急記念文庫蔵の一本は「太田道灌の旧蔵手沢本」と記述され、その根拠は蔵書印「含雪果」が「太田道灌藏書印」であるからのだが（八七〜八八頁）、この

事例も真偽入り混じる「文化人道灌」伝説の渦中にあるものであろうか。

(2) 未詳。鶴岡八幡宮供僧の記録『香蔵院珎祐記録』（『神道大系 神社編二十 鶴岡等所収』を見ると、長祿三（一四五九）年一月や翌寛正元年二月頃に、武蔵国佐々目郷内白鬚社の神田給主として「二位房」という人物が太田左衛門（道灌）の縁者として登場するが、『教訓之状』の真偽はさておき、こちらの「二位房」も関係する人物であろうか。

(3) 『岩槻市史』の他、稲村垣元編『新訂増補 埼玉叢書 第四卷』（一九七一・四 国書刊行会）にも中盤、資武（後述）の伝記まで収載。

(4) 『寛政重修諸家譜』（同前）にも、先の障子の逸話に続いて、「父怒りて資長をむちうつ。後教訓状を撰びて朝夕これを誦せしむ」とある。ただしこれにはさらに続いて、「資長つるに学にくるざし、兵家の書に通じ、歌道に達せり」とし、和歌の道に疎かった道灌が一首の和歌をきっかけに歌道に目覚めるといふ、所謂「山吹伝説」の要素の混入も窺わせている。

(5) 『岩槻市史』所収の前述『太田家譜』によれば、「左兵衛尉尹資」という人物の伝記が概ね該当する（三九九頁）。ただし教訓状への言及は見られず、また『太田家譜』においては、尹資は資正の孫「資信」のさらに孫。一方、『岩槻市史』第二章第一節「二三 本名太田氏潮田家略系（千葉市 潮田資道氏所蔵）」（既出）においては、「尹資」は資武の子で資信の末弟、すなわち資正の孫になっている（四三三五頁）ので、いずれかの資料に系譜の錯乱か虚偽があるか。

(6) 近年、真名文作品に主眼を置いて検討を加えたものとしては、佐倉由泰氏「真名表記が可能にしたもの——『桂川地蔵記』の考察を起点として」（二〇一四・七 『日本文学』六三―七）等があり、その中において軍記を主としたものとしては、佐倉氏『軍記物語の機構』（二〇一一・二 汲古書院）における論考や、石井由紀夫氏「後期軍記と真名本」（二〇一〇・一一 『国文学 解釈と鑑賞』七五―一二）等がある。

(7) 『鎌倉持氏記』については、古典遺産の会編『室町軍記総覧』（一九八五・一二 明治書院）等を参照。『武田信繁家訓』については、小澤富夫氏編集・校訂『増補改訂 武道家訓・遺訓集成』（二〇〇三・八 ぺりかん社）。『未庵（記）』については、大沼美雄氏「未庵記」を讀む（一九九七・二 『那須文化研究』一一）に詳しい。

付記

『教訓之状』本文中の「列子」が正しくは『荀子』であることほか、内容の把握については、梅光学院大学文学部日本文学科准教授でおられた中尾健一郎氏のご教示を得た。ここに記して深謝申し上げます。また特に、蔵書の翻刻紹介をお許しいただいた静嘉堂文庫や早稲田大学図書館の各位に深謝申し上げます。

本稿は、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）・若手研究（B）／課題番号：JSPS科研費24720112による成果の一部である。